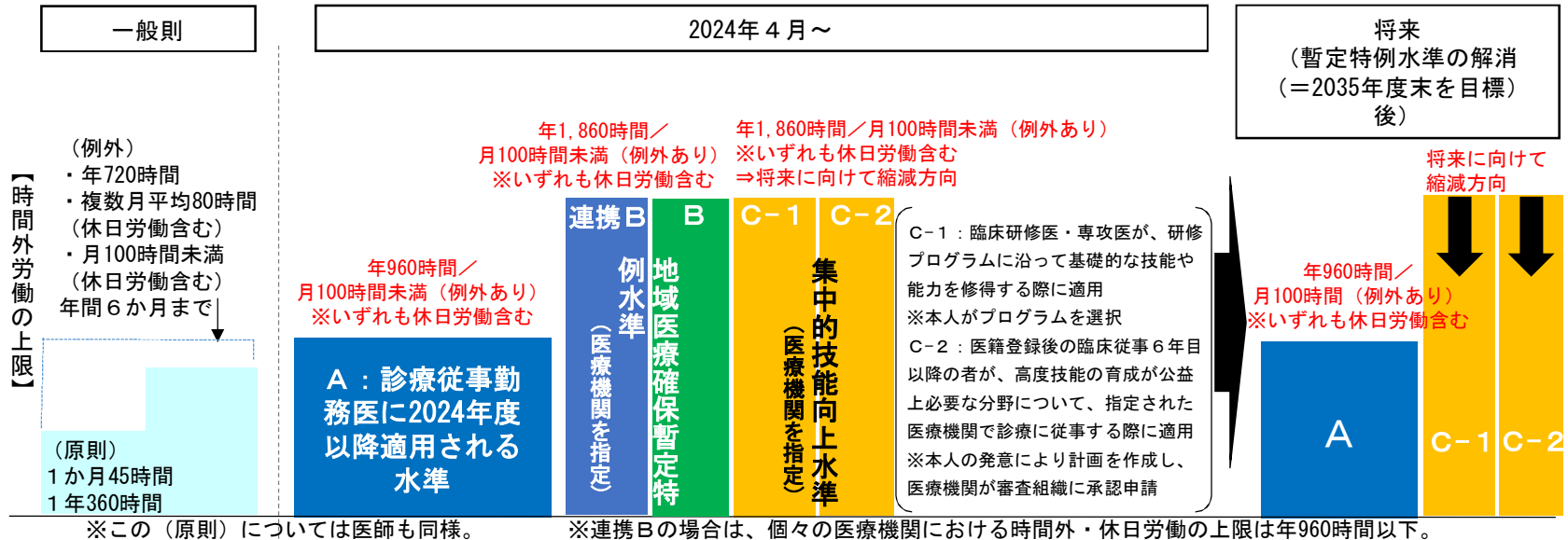


# 医師の働き方改革について

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用開始により、診療体制や医師派遣の縮小・廃止など、地域の医療提供体制への影響が懸念されます。
- 令和6年度以降においても医療を持続可能な形で提供できるよう、また、医療機関が適切に県への特例水準指定申請の要否を検討できるよう、地域医療の確保について、地域の医療関係者間で協議・調整いただくようお願いします。

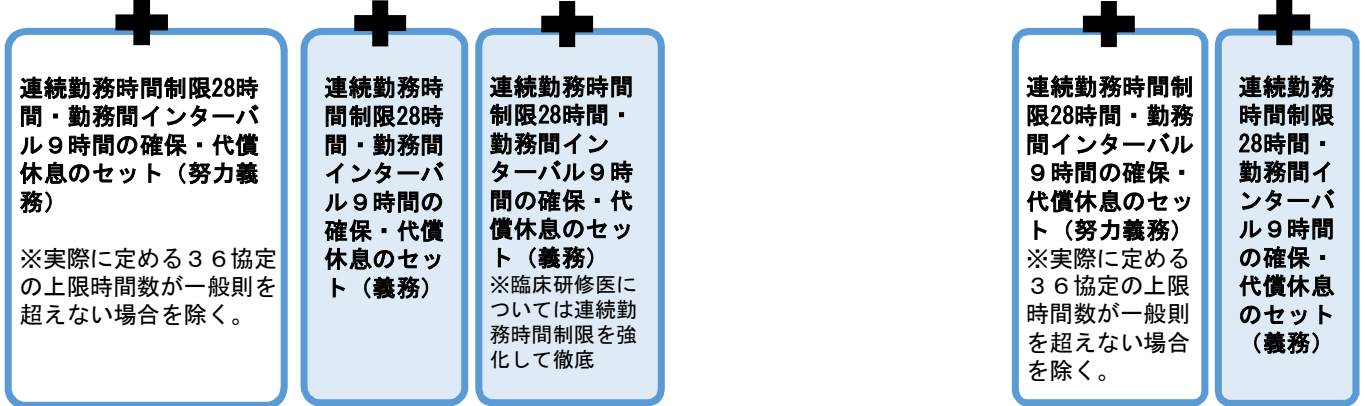
千葉県 健康福祉部 医療整備課 医師確保・地域医療推進室  
電話番号：043-223-3902 メール：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

# 医師の時間外労働規制について



## 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

# 医療機関の特性に応じた上限規制の適用分類

## ■ 「地域医療確保暫定特例水準（B水準／連携B水準）」及び「集中的技能向上水準（C-1・C-2水準）」の対象となる医療機関の要件の概要①

区分		対象医療機関の指定要件（概要）
A水準		診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準
地域医療確保暫定特例水準	B水準	<p><b>【医療機能】</b></p> <p>◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 三次救急医療機関</li> <li>ii. 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」</li> <li>iii. 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</li> <li>iv. 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関            （例）精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</li> </ul> <p>◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関            （例）高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</p> <p><b>【長時間労働の必要性】</b> ※B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる。</p> <p>◆上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。</p>

# 医療機関の特性に応じた上限規制の適用分類

## ■ 「地域医療確保暫定特例水準（B水準／連携B水準）」及び「集中的技能向上水準（C-1・C-2水準）」の対象となる医療機関の要件②

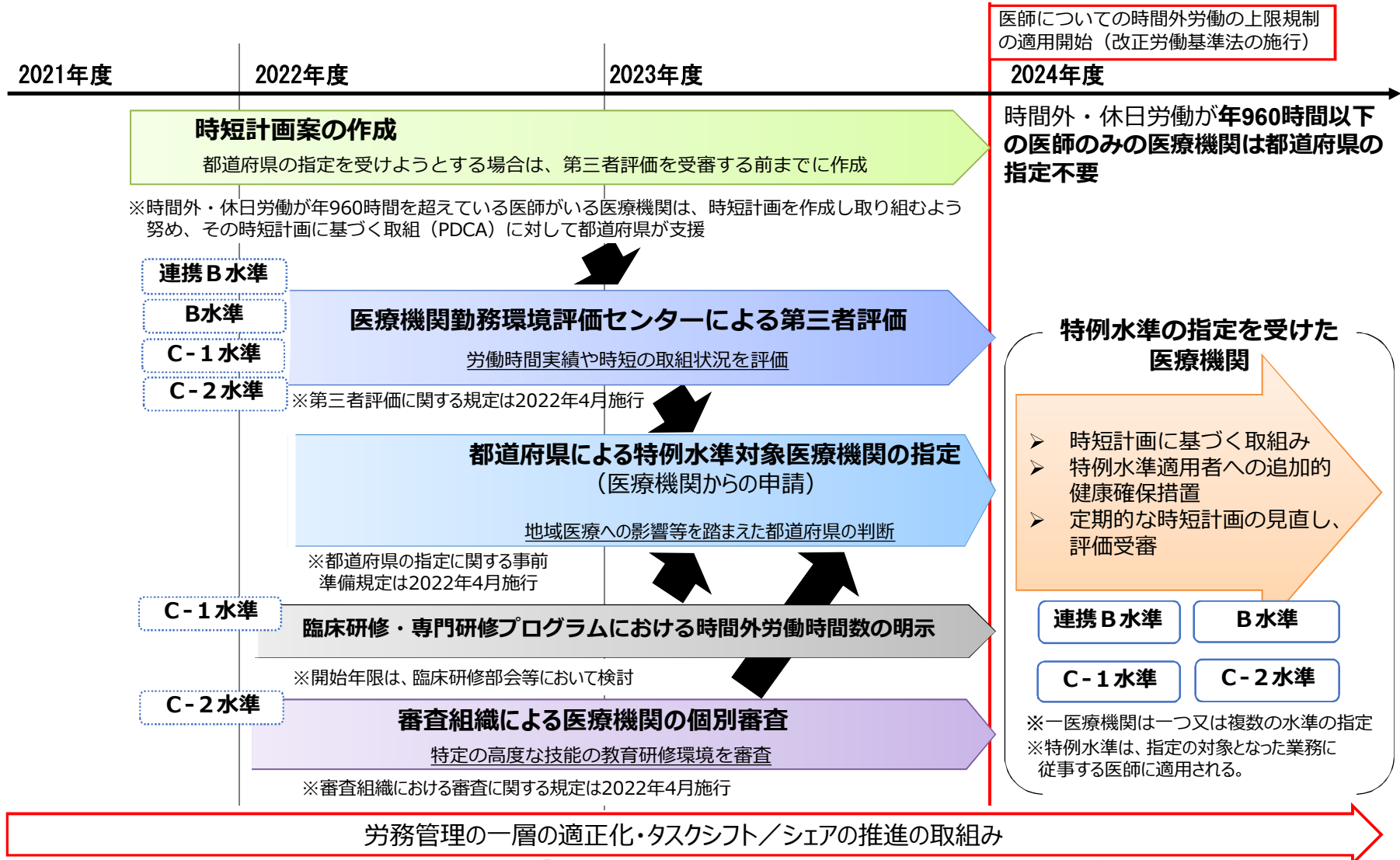
区分		対象医療機関の指定要件（概要）
地域医療確保暫定特例水準	連携B水準	<p><b>【医療機能】</b>  <b>◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関</b>                      （例）大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの</p> <p><b>【長時間労働の必要性】</b> ※連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる</p> <p><b>◆自院において予定される時間外・休日労働は年960時間以内であるが、上記機能を果たすために、やむなく、他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること（※連携B水準の指定のみを受けた場合の、個々の医療機関における36協定での時間外・休日労働の上限は年960時間）</b></p>
集中的技能向上水準	C-1水準	<p><b>◆都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関</b>                      ：臨床研修医及び原則として日本専門医機構の定める専門研修プログラム／カリキュラムに参加する専攻医であって、予め作成された研修計画に沿って、一定期間集中的に数多くの診療を行い、様々な症例を経験することが医師（又は専門医）としての基礎的な技能や能力の修得に必要不可欠である場合</p>
	C-2水準	<p><b>◆対象分野における医師の育成が可能であること</b>                      ：医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行う場合</p>

その他の要件としては以下の通り。

- ・ 都道府県医療審議会の意見聴取（地域の医療提供体制の構築方針との整合性）（B・連携B水準）
- ・ 都道府県医療審議会の意見聴取（地域の医療提供体制への影響の確認）（C-1・C-2水準）
- ・ 医師労働時間短縮計画の策定（令和5年度までは努力義務）（B・連携B・C-1・C-2水準）
- ・ 評価機能による評価の受審（B・連携B・C-1・C-2水準）
- ・ 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと（B・連携B・C-1・C-2水準）

「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ 参考資料（令和2年12月）」よりJMAR編集

# 特例水準の指定申請手続き



「第12回医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料（令和3年7月）」より

## いきサポ(いきいき働く医療機関サポートWeb)

医師の働き方改革をはじめとした、医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を発信しています。

### <主な掲載内容>

- ・ 医師の働き方改革の制度概要
- ・ 宿日直許可に関する解説資料、許可事例
- ・ 国の施策情報 など



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

いきサポ

検索

# 千葉県医療労務管理相談コーナー (千葉県医療勤務環境改善支援センター)

医療機関からの労務管理に関する相談について、  
電話相談対応や個別支援を行っています。

<相談内容 (例)>

- ・働き方改革への対応
- ・36協定
- ・同一労働同一賃金
- ・就業規則の見直し など

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

電話番号：043-304-5393

(平日9:00~17:00)

医療機関の労務  
勤務環境改善についてお困りことはありませんか？

## 千葉県医療労務管理相談コーナー

相談無料

まずは専門家に相談!!

このコーナーでは医師・看護師等の職務負担・定額化を促すことを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組み医療機関をサポートするため、専門アドバイザー（医療労務管理アドバイザー）を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

### 医療機関の労務管理のご相談に対応致します

相談内容

- 就業規則への個別支援・相談対応等
- 医療労務管理アドバイザーによる支援
- 働き方改革への対応、同一労働同一賃金、労務管理全般
- 勤務環境改善に関する研修会
- 勤務環境改善を促進するための発刊・広報

千葉県医療労務管理相談コーナー (平日9:00~17:00 \*土日祝日を除く)

TEL:043-304-5393 FAX:043-304-5395  
ホームページURL: <https://task-iryu.com/chiba/>

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央1-10-10  
千葉県労働局千葉中央502号

chiba@task-iryu.com